

中古自動車査定基準（I）運用内規

中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。

1. 査定の対象となる中古車の定義

中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。

- (1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）
- (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの
- (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあい、傷となったもの
- (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したものの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの

2. 各販売店における標準諸掛の設定方法

基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。

- (1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値
- (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値
- (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。

3. 福祉車両の基本価格設定方法

福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。

(査定時のメーカー架装済み新車価格) × (ベース車残価率)

4. 福祉車両の加減点基準

架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。

5. アルミ製外板パネルの取扱い

板金・交換（塗装を含む）		Ⅲクラス
1cm以上カードサイズ未満		15
カードサイズ以上A4サイズ未満		45
A4サイズ以上（交換）		交換点数の1.5倍

6. 電気自動車、ハイブリッド車の加減点基準

- (1) 走行キロの評価について
 - ・市場における走行キロ実績値が少ないことから、当面の間、各クラスごとの加減点を適用する。
- (2) 充電ケーブルの評価について
 - ・標準、オプションに係わらずAC200Vの充電ケーブルが搭載されている場合は、加減点を行わない。
 - ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されていない場合、またはAC100Vの充電ケーブルのみが搭載されている場合は、装備品欄にて55点の減点とする。
 - ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されており、その他に充電ケーブルが搭載されていても加減点を行わない。

11. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価（オーディオ類の評価を含む）
全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	80	60	40	20
	DVD	0	0	0	0
	メモリー(SSD SDD含)	40	30	20	10
外付け	HDD	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0
地デジ加算		0	0	0	0
ツインモニター加算 (フリップダウン天井埋め込み式に限る) 1台分		30	20	10	0
カメラ類 (フロント・サイド・バック) 各1個		10			5

- 細則：1. 標準装備品の故障、欠品は実費減点とする。
 2. ナビゲーションシステム内蔵のオーディオ類は加算しない。
 3. オプション装備のナビゲーションシステムが故障の場合は加算せず、10点（取り外し及び穴埋め）を減点する。
 4. ナビゲーションシステム（メモリー式）の地図ソフト用メモリーカード欠品の場合は10点、取扱説明書の欠品の場合は3点を減点する。
 5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取り外し跡（穴埋め）は5点を減点する。
 6. オプション装備のその他のカメラ類（オーディオ一体モニター、バックミラー一体モニター等）はナビゲーションシステムの評価のカメラ類の点数を適用する。
 7. 外付けタイプのナビゲーションシステムは評価の対象外とする。
 8. ナビゲーションシステムは、車両の年製で評価する。但し、車両の年製より古い（年製が確認できる）ものが装着されている場合は、その年製で評価する。
 9. 暗証番号設定機能付きのナビゲーションシステムは、暗証番号入力画面が確認できれば作動正常として評価する。

2) オーディオ類（ラジオ、CD、メモリー対応等）の評価
全車種・全クラス共通

オーディオ類の加算は行わない。

- 細則：1. 標準装備のオーディオ類が故障の場合は10点、欠品の場合は20点を減点する。
 2. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡（穴埋め）は、5点を減点する。

12. フルスポイラーの評価

オプションでフロントスポイラー、両サイドスポイラー、リヤスポイラーがセットで取り付けられているものは加算することができる。

車種	クラス	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
乗用車系	特・Ⅰ・Ⅱ	70	60	50	40
	Ⅲ・Ⅳ	50	40	30	20
	軽自動車	40	30	20	10
キャブワゴン系	Ⅰ・Ⅱ	90	70	60	50
	Ⅲ・Ⅳ	70	50	40	30
	軽自動車	50	40	30	20

輸入車は国産車の特・Ⅰ・Ⅱクラスに準じて加算することができる。

13. 標準ドアミラー車のフェンダーミラー付き減点（乗用車系）

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特 (B, A)	270	230	200	180
Ⅰ	180	160	140	120
Ⅱ	150	130	110	90
Ⅲ	120	100	80	70
Ⅳ	100	80	60	50
軽	80	60	40	30